

## 竹原市教育・保育施設に係る徴収金基準額表

表1

区分	保育料	副食費
①1号認定子ども（教育認定）	0円	各施設により 決定する額
②2号認定子ども（保育認定） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定子どもを除く。	0円	
③3号認定子ども（保育認定） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定子どもを含む。	表2のとおり	—

※このほかに、各施設によっては、主食費、教材費などの実費徴収費等がかかる場合があります。

表2

各月初日の在籍児童の属する世帯階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	均等割課税のみ	15,000	14,700
C2	所得割課税額10,000円未満	16,000	15,700
C3	10,000円以上48,600円未満	17,000	16,700
C4	48,600円以上58,200円未満	20,100	19,700
C5	58,200円以上67,800円未満	22,300	21,900
C6	67,800円以上77,400円未満	24,500	24,000
C7	77,400円以上87,000円未満	26,700	26,200
C8	A階層を除き、市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	29,000	28,500
C9		35,900	35,200
C10		38,700	38,000
C11		41,600	40,800
C12		44,500	43,700
C13		52,400	51,500
C14		57,000	56,000
C15		61,000	59,900
C16		69,000	67,800